

保護者各位

狭山市保育幼稚園課長

**新型コロナウイルス感染症により保育所等が
臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免について**

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園や園児が陽性又は同居家族等の濃厚接触者になった場合の登園停止期間等におきましては、保育料（利用者負担額）の日割り計算による減免を実施しているところです。

先般、国より、令和 5 年 4 月以降当該減免措置を廃止する旨の通知があり、更に令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の 5 類感染症に位置付ける方針が決定されました。

本市におきましても、国の方針や近隣自治体の動向を踏まえ、総合的に判断した結果、現行の新型コロナウイルス感染症に伴う保育料減免の取扱い及び施設内の濃厚接触者の特定を令和 5 年 3 月 31 日までとし、令和 5 年 4 月 1 日以降は行わないこととしましたのでお知らせします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の拡大防止のためご家庭におけるお子さまの健康管理、保育所等の感染防止対策にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 保育料の日割り計算について

新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園期間や、園児が陽性・濃厚接触者となった場合の登園停止期間等の保育料の日割りによる減免措置については、令和 5 年 3 月 31 日で終了し、令和 5 年 4 月 1 日以降当該取扱いは行いません。

※保育料の還付対象期間につきましては、主食・副食費等の実費徴収分についても可能な限り減額を実施してきましたが、令和 5 年 4 月 1 日以降は主食・副食費の実費徴収分の減額の対応は行いません。

※令和 5 年 3 月分の保育料の日割りについては、令和 5 年 4 月以降に対応を行いますので、ご承知おきください。

2. 保育所等における感染防止への対応について

保育所等が実施する新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止のための取組等に引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、登園停止の取扱いについては従来と変更ございませんので園児が陽性となった場合の療養期間及び家庭内で感染者が発生し、濃厚接触者となった場合の自宅待機につきましては、在園する施設へ速やかにご連絡をお願いいたします。

3. 濃厚接触者について

(1) 施設内で陽性者が判明した場合

施設内で陽性者が判明した場合については、令和5年4月1日以降、濃厚接触者の特定は行わないこととします。陽性者と接触があった園児においては、十分な健康管理や感染拡大防止対策を徹底してください。

(2) 家庭内等で感染者が発生した場合

家庭内等で感染者が発生した場合、在園児は濃厚接触者となるため、ご自宅での待機をお願いします。

この場合は、厚生労働省の通知のとおり、濃厚接触者の自宅待機期間は、家庭内で感染対策を講じた日から5日間となります。ただし、7日間が経過するまでは、検温等の健康状態の確認や感染防止対策を徹底してください。

4. その他

○本人や家族に発熱や風邪症状がある場合は登園を自粛してください。

※解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えてください。

○お仕事が早く終わりましたら、早い時間のお迎えをしていただくなど、登園・降園の分散化にご協力をお願いします。

【問い合わせ】

狭山市子ども支援部保育幼稚園課利用者支援担当

電話 04-2953-1111（内線 1532・1533）

※平日 8:30～17:15（土、日、祝日を除く）